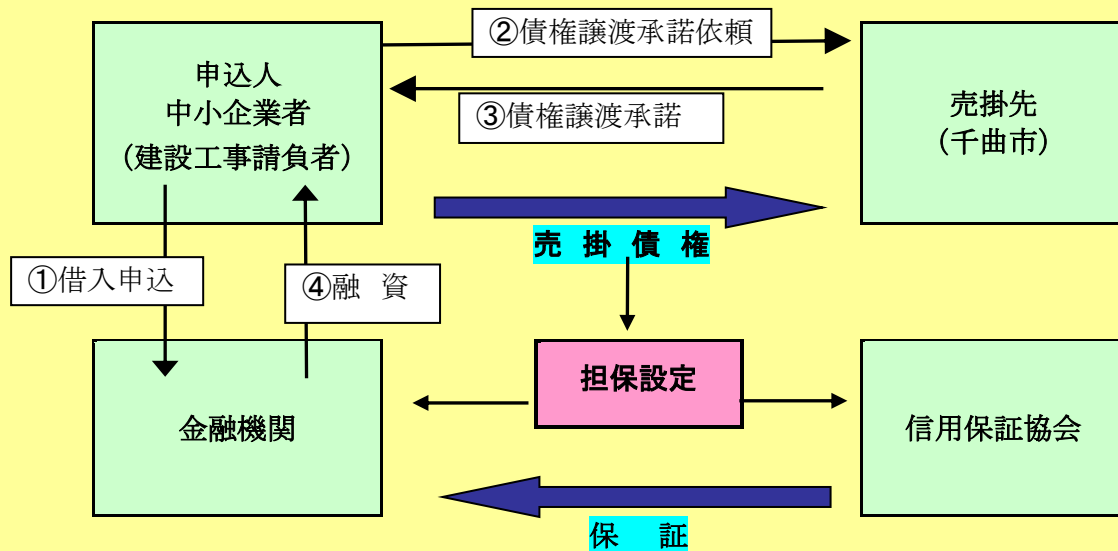


# 流動資産担保融資保証制度について

## (制度の趣旨)

流動資産担保融資保証制度とは、中小企業者（建設事業者）の方が自ら有する売掛債権（建設工事請負代金等）や棚卸資産を担保として金融機関より借入を行う際に、信用保証協会が保証を行う制度です。

## (制度の流れ)



## (制度の対象になる工事)

市が発注する建設工事。ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ① 低入札価格調査の対象となった工事。
- ② 債務負担行為に係る工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- ③ 継続費を設定した工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- ④ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事。ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- ⑤ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事。
- ⑥ 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とするもの。
- ⑦ 市が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事。

## (申請書類等)

- ① 債権譲渡承諾依頼書（様式1号）
- ② 下請負人の保護方策を確認する書類であって、次に掲げるいずれかの書類  
ア. 下請負人が存在する場合は、債権譲渡人（建設工事請負者）が作成する  
下請代金支払状況・支払計画書（様式2号）  
イ. 下請負人が存在しない場合は、下請負人不存在確認書（様式3号）
- ③ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書面
- ④ 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人の印鑑証明書
- ⑤ 市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- ⑥ 債権譲渡人と債権譲受人の調印済の債権譲渡契約証書の写し

## (お問い合わせ先)

・千曲市役所 管財契約課 契約係 (TEL) 026-273-1111 内線 4124